

標準プラン【京葉ガスエリア】

（主契約料金表）

2026年2月1日実施

ガス料金その他の供給条件の内容

標準プラン【京葉ガスエリア】

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、京葉瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が71,480円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が71,480円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が100立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が350立方メートルをこえる場合には料金表Dを、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	790円64銭 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	164円71銭 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,136円35銭 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	147円43銭 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,927円00銭 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	139円52銭 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,411円60銭 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	126円71銭 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

3 日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ①基本料金は、料金表における換算使用量の適用区分での基本料金
- ②日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

従量料金は、(1)により適用することとされた料金表の従量料金といたします。

4 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年2月1日から実施いたします。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9604$$

$$\beta = 0.0393$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が71,480円を下回る場合

原料費調整単価

$$= (71,480\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が71,480円を上回る場合

原料費調整単価

$$= (\text{平均原料価格} - 71,480\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（閏年は2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき	8 銭0厘
-------------	-------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1 (2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。